

国立大学法人東京農工大学奨励奨学金規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学奨励奨学金規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>本則</p> <p style="text-align: right;">平成18年7月3日 18教規程第29号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)は、本学の基本理念である「使命志向型教育研究－美しい地球持続のための全学的努力」(MORE SENSE: Mission Oriented Research and Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable Earth)を担う人材育成に寄与することを目的として東京農工大学奨励奨学金(以下「奨学金」という。)を設けるものとする。</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第2条 奨学金の対象者は、<u>学業成績、人物共に優秀で次の各号の一に該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>本学大学院(博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程)を修了又は修了見込みの者で、本学大学院博士後期課程(生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻にあつては、本学に本籍を置く者に限る。)</u>又は<u>連合農学研究科博士課程へ入学予定であること。</u></p> <p>(2) <u>本学農学部獣医学科を卒業又は卒業見込みの者で、本学大学院博士後期課程(生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻にあつては、本学に本籍を置く者に限る。)</u>若しくは<u>連合農学研究科博士課程へ入学予定であること又は岐阜大学連合獣医学研究科に入学し、本学に配置される予定であること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p style="text-align: right;">平成18年7月3日 18教規程第29号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)は、本学の基本理念である「使命志向型教育研究－美しい地球持続のための全学的努力」(MORE SENSE: Mission Oriented Research and Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable Earth)を担う人材育成に寄与するとともに大学院基軸大学として優秀な博士課程学生の人材確保を目的として東京農工大学奨励奨学金(以下「奨学金」という。)を設けるものとする。</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第2条 奨学金の対象者は、<u>次の各号に掲げる者を除く、工学府及び生物システム応用科学府博士後期課程、連合農学研究科博士課程並びに岐阜大学連合獣医学研究科博士課程(以下「本学大学院等」という。)</u>に入学する者とする。</p> <p>(1) <u>本学以外の6年制の学士課程(岩手大学農学部・東京農工大学農学部共同獣医学科に在籍し、岩手大学に本籍を置いた場合を含む)、大学院修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を卒業又は修了し、本学大学院等に入学する者</u></p> <p>(2) <u>国立大学法人東京農工大学学則(以下「学則」という。)第56条第2項第7号の規定により入学資格を認められた者</u></p> <p>(3) <u>生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻の学生で、早稲田大学に本籍を置く者</u></p> <p>(4) <u>岐阜大学連合獣医学研究科の学生で、本学以外の大学に配置される者</u></p> <p>(5) <u>国費外国人留学生</u></p> <p>(6) <u>外国政府派遣留学生</u></p>	

<p>(新設) (新設) (新設) (新設) (奨学金の申請) 第3条 奨学金の給付を希望する者は、<u>別紙様式による東京農工大学奨励奨学金申請書に本学が指定する書類を添えて、</u>学府長又は研究科長を経由して、学長に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>(奨学生の決定) 第4条 東京農工大学奨励奨学生(以下「奨学生」と言う。)の決定は、前条の申請に基づき<u>学生生活委員会</u>の議を経て学長が行う。</p> <p>2 <u>奨学生の選考基準は別に定める。</u></p> <p>(奨学生の決定取り消し) 第6条 学長は、奨学生の決定を受けた者が奨学金の給付を受けるまでの間に、<u>第2条各号に掲げる奨学金の対象者としての条件を満たさなくなった場合、又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、</u><u>学生生活委員会</u>の議を経て奨学生の決定を取り消すものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(奨学金の返還) 第7条 奨学生が、奨学金の給付を受けた後に前条各号の一に該当すると認められる場合(死亡により前条第一号に該当することとなった場合を除く。)は、学長は<u>学生生活委員会</u>の議を経て、奨学金の返還を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務) 第8条 奨学金に関する事務は、<u>学生支援チーム</u>において行う。</p> <p><u>(別紙様式) 東京農工大学奨励奨学金申請書 (略)</u></p>	<p>(7) <u>日本学術振興会特別研究員</u> (8) <u>社会人学生で企業等から在学に係る経済的支援を受けている者</u> (9) <u>重複受給ができない他の奨学金等を受給している者</u> (10) <u>奨学金の受給を希望しない者</u></p> <p>(奨学金の申請) 第3条 奨学金の給付を希望する者は、学府長又は研究科長を経由して、学長に<u>申請</u>しなければならない。</p> <p>(奨学生の決定) 第4条 東京農工大学奨励奨学生(以下「奨学生」と言う。)の決定は、前条の申請に基づき<u>教育・学生生活委員会</u>の議を経て学長が行う。</p> <p>2 <u>(削る)</u></p> <p>(奨学生の決定取り消し) 第6条 学長は、奨学生の決定を受けた者が奨学金の給付を受けるまでの間に、<u>第2条各号のいずれかに該当することとなった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、</u><u>教育・学生生活委員会</u>の議を経て奨学生の決定を取り消すものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(奨学金の返還) 第7条 奨学生が、奨学金の給付を受けた後に前条各号の一に該当すると認められる場合(死亡により前条第一号に該当することとなった場合を除く。)は、学長は<u>教育・学生生活委員会</u>の議を経て、奨学金の返還を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務) 第8条 奨学金に関する事務は、<u>学務部学生総合支援課</u>において行う。</p> <p><u>(削る)</u></p>	
---	--	--

附 則 (24 教規程第 6 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月に入学する学生から適用する。